主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人浜田博の上告趣意について。

本件のごとき犯行たる米麦の不正受配が刑法詐欺罪を構成するものであり、食糧緊急措置令第一〇条には「其ノ刑法二正条アルモノハ刑法二依ル」と定められているから、本件のごとき犯罪は詐欺罪をもつて処罰すべきことは、判例の示すとおりである(判例集二巻八号九〇三頁、同二巻七号六五三頁)。論旨は、それ故理由がない。

よつて旧刑訴四四六条に従い裁判官全員一致で主文のとおり判決する。

検察官 浜田龍信関与

昭和二六年八月九日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	眞	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	澤	裁判官
輔		悠	藤	产	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官